

別紙

特別簡易型総合評価落札方式による制限付き一般競争入札落札者決定基準

<p>落札者の決定方法</p>	<p>特別簡易型総合評価落札方式による制限付き一般競争入札における落札者の決定方法は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、入札価格に対する評価（以下「価格評価」という。）、事業者の技術力に対する評価（以下「技術評価」という。）及び事業者の地域貢献及び社会性に対する評価（以下「地域貢献・社会性評価」という。）の各評価点の合算による評価値が最も高い者を落札予定者とし、制限付き一般競争入札の手続による入札参加資格の審査により入札参加資格の具備を確認できた者を落札者とする。</p> <p>なお、入札参加資格の審査のうち、配置予定技術者に係る審査項目については、当該評価値を算出する基礎となる事項であるため、参加申請のあった全ての者に対し、落札予定者の決定前に資格審査を行う。</p>
<p>価格評価の方法</p>	<p>価格評価は、次の算定式により算出された評価点によるものとし、小数点以下第2位以下を切り捨てる。なお、次の算定式において、入札金額及び予定価格には消費税及び地方消費税を含まず、低入札調査基準価格は調布市工事請負契約における低入札価格調査試行実施基準に基づき設定した金額とする。</p> <p>(1) 入札金額\geq低入札調査基準価格の場合</p> $\text{価格評価点} = 22 \text{点} \times (\text{予定価格} - \text{入札金額}) / (\text{予定価格} - \text{低入札調査基準価格})$ <p>(2) 入札金額$<$低入札調査基準価格の場合</p> $\text{価格評価点} = 22 \text{点} - 22 \text{点} \times (\text{低入札調査基準価格} - \text{入札金額}) / (\text{予定価格} - \text{低入札調査基準価格})$
<p>技術評価の方法</p>	<p>技術評価は、次の各号に掲げるところにより算出する工事成績評定、表彰等実績、技術者資格及び技術者実績の各評価項目の評価点の合計とする。</p> <p>(1) 工事成績評定による評価</p> <p>工事成績評定による評価は、次に定めるところにより算出する評価点によるものとする。</p> <p>ア 工事成績評定による評価の対象となる工事の実績は、次に掲げる要件</p>

を満たす工事（以下「対象工事」という。）の実績とする。

(7) 調布市が発注した工事（共同企業体運用準則（昭和62年建設省中
建審発第12号）に定める特定建設工事共同企業体による共同請負・
共同施工方式による工事のうち、当該共同企業体への出資比率が30
パーセント以上であるもの（以下「JV工事」という。）を含む。）
であること。

(イ) この告示において指定する業種における工事であること。

(ウ) 平成29年4月1日からこの告示の日の前日までの間（以下「対象
期間」という。）の日付で発出した調布市請負工事成績評定要綱（平
成17年調布市要綱第15号）第11に規定する工事成績評定通知書
による通知（以下「工事成績評定通知」という。）に係る工事である
こと。

イ 工事成績評定による評価の評価点は、次の表に定めるところによる。

工事成績評定点の平均点	評価点	工事成績評定点の平均点	評価点
50点未満	-3点	70点以上74点未満	2点
50点以上55点未満	-2点	74点以上77点未満	3点
55点以上60点未満	-1点	77点以上80点未満	4点
60点以上65点未満	0点	80点以上	5点
65点以上70点未満	1点		

備考 この表における「工事成績評定点の平均点」とは、対象工事の総合評
価試行実施要綱第3第2項に規定する工事成績評定点（以下「工事成績評
定点」という。）のうち、工事成績評定通知が発出された日付による本件
入札の直近の3件の対象工事（発出した日付が同一の工事成績評定通知が
ある場合は、工事成績評定点が高いものを、当該日付が同一の工事成績評
定通知に係るもののうち、より本件入札の直近であるものとみなして選定
する。）の工事成績評定点を平均した点数（対象工事の件数が次の各号に
掲げる件数である場合は、当該各号に掲げる対象工事の件数の区分に応
じ、当該各号に定める点数）をいう。

(1) 2件 当該2件の対象工事の工事成績評定点を平均した点数

(2) 1件 当該1件の対象工事の工事成績評定点

(3) 0件 60点

(2) 表彰等実績による評価

表彰等実績による評価の評価点は、対象期間内に調布市優秀工事表彰要綱（平成26年調布市要綱第161号）第3に規定する表彰を受けた者は2点、調布市発注工事の工事成績評定が75点以上又は他官公庁の表彰実績がある場合は1点、これ以外の者は0点とする。

(3) 技術者資格による評価

技術者資格による評価は、次に定めるところにより算出する評価点によるものとする。

ア 技術者資格による評価の対象となる資格は、本件工事に対応する技術者の資格で、配置を予定している技術者が有するもの（複数の資格を有する場合は、それらの資格のいずれか1つで、最上位の資格として市長が認めるもの。以下「対象資格」という。）とする。

イ 技術者資格による評価の評価点は、次の表に定めるところによる。

配置予定技術者の対象資格	評価点
1級技術者	2点
2級技術者	1点
上記以外の技術者	0点

備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 1級技術者 建設業法第15条第2号イに該当する者をいう。

(2) 2級技術者 建設業法第27条第1項に規定する技術検定その他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当する者となるものに合格した者又は法令に規定する免許若しくは免状（以下「免許等」という。）で当該免許等の交付を受けることによって直ちに同号ハに該当する者となるものの交付を受けた者で、1級技術者以外のものをいう。

(3) 上記以外の技術者 建設業法第7条第2号イからハまでのいずれか又は同法第15条第2号ハに該当する者で、1級技術者及び2級技術者以外のものをいう。

(4) 技術者実績による評価

技術者実績による評価は、次に掲げるところにより算出する施工経験及び優良工事施工実績の各評価項目の評価点の合計によるものとする。ただし、対象期間に監理技術者又は主任技術者として配置された官公庁発注工事の実績に限る。

ア 施工経験

施工経験による評価は、次に定めるところにより算出する評価点によるものとする。

(ア) 施工経験による評価の対象となる工事の実績は、元請として完工した官公庁発注のこの告示において指定する業種の工事（JV工事を含む。）で、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する工事実績情報システムに登録されているもの（以下「特定工事」という。）の実績とする。

(イ) 施工経験による評価の評価点は、本件工事の予定価格以上の価格で請け負った特定工事を担当した実績がある技術者を本件工事を担当する技術者として配置する者は2点と、本件工事の予定価格未満の価格で請け負った特定工事を担当した実績がある技術者を本件工事を担当する技術者として配置する者は1点と、これらの者以外の者は0点とする。ただし、JV工事の実績にあつては、共同企業体として請け負った特定工事の価格に当該共同企業体への出資比率を乗じて得た価格（その価格に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた価格）により算出するものとする。

イ 優良工事施工実績

優良工事施工実績による評価の評価点は、次のいずれかに該当する者は1点と、これ以外の者は0点とする。

(ア) 対象期間内に元請として完工した調布市発注の特定工事で、工事成績評定点が75点以上のものを担当した実績がある技術者を本件工事

を担当する技術者として配置する者

- (イ) 対象期間内に元請として完工した調布市以外の官公庁発注の特定工事で、当該特定工事の発注者に表彰されたものを担当した実績がある技術者を本件工事を担当する技術者として配置する者

地域貢献・
社会性評価
の方法

地域貢献・社会性評価は、次の各号に掲げるところにより算出する地域精通度、地域貢献、労務単価、障害者雇用、男女共同参画、法定外労働補償制度加入及び建設キャリアアップシステムの登録の各評価項目の評価点の合計とする。

- (1) 地域精通度による評価

地域精通度による評価は、次の表に定める評価点によるものとする。

営業拠点の所在地	評価点
市内に本店あり	3点
市内に支店、営業所等あり	2点
上記以外で市内下請20%以上	1点
市内に本店・支店、営業所等なし	0点

備考

- この表営業拠点の所在地の欄に掲げる「市内に本店あり」に該当する者は、調布市内に本件工事に係る契約締結の権限を有する者を置く本店を有している者で、調布市内営業所調査票を提出し、かつ、営業所について市から改善指示を受けている場合は、告示日において改善状況について、市の確認を受けているもの（以下「市内本店業者」という。）とする。
- この表営業拠点の所在地の欄に掲げる「市内に支店、営業所等あり」に該当する者は、調布市内に本件工事に係る契約締結の権限を有する者を置く支店、営業所等を有している者で、調布市内営業所調査票を提出し、かつ、当該有している者（調布市内の支店、営業所等に本件工事に係る契約締結の権限を有する代理人を置き、調布市の競争入札参加資格を得てから1年以上が経過している者に限る。）が営業所について市から改善指示を受けている場合は、告示

日において改善状況について、市の確認を受けているものとする。

3 この表営業拠点の所在地の欄に掲げる「上記以外で市内下請20%以上」に該当する者は、前2項の規定に該当する者以外の者であり、調布市内に本店、支店、営業所等を有している者への下請契約の合計額が契約金額の20%以上の者とする。なお、下請契約に含まれる契約は、建設業法第2条第4項に該当する、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約とし、建設工事の完成を目的としない契約は自社施工とみなす。

4 この表営業拠点の所在地の欄に掲げる「市内に本店・支店、営業所等なし」に該当する者は、前3項の規定に該当する者以外の者とする。

(2) 地域貢献による評価

地域貢献による評価は、次の表に定める評価点によるものとする。

調布市との災害協定の締結	評価点
災害協定の締結あり	2点
災害協定の締結なし	0点

備考

- 1 この表における「災害協定」とは、調布市と締結する災害時における協力協定をいう。
- 2 この表調布市との災害協定の締結の欄に掲げる「災害協定の締結あり」に該当する者は、告示日において災害協定を締結している者（災害協定を締結している法人又は団体の構成員を含む。）とする。
- 3 この表調布市との災害協定の締結の欄に掲げる「災害協定の締結なし」に該当する者は、前項の規定に該当する者以外の者とする。

(3) 労務単価による評価

労務単価による評価は、次の表に定める評価点によるものとする。

労務単価	評価点
公共工事設計労務単価の90%以上	1点
公共工事設計労務単価の90%未満	0点

備考

1 この表における「労務単価」とは、本件工事に従事する労働者（下請業者を含む。）に対して支払われる賃金をいう。

2 この表における「公共工事設計労務単価」とは、農林水産省及び国土交通省が調査のうえ決定する公共工事の工事費の積算に用いるための東京地区の単価をいう。

(4) 障害者雇用による評価

障害者雇用による評価の評価点は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に規定する障害者のうち、1年以上雇用している障害者を、同法第43条に規定する数以上雇用している者は1点と、これ以外の者は0点とする。

(5) 男女共同参画による評価

男女共同参画による評価の評価点は、育児休暇又は介護休暇の制度を実施している者は1点と、これ以外の者は0点とする。

(6) 法定外労働補償制度加入による評価

法定外労働補償制度加入による評価の評価点は、告示日において最新の経営事項審査における「法定外労働災害補償制度」に加点評価される制度に加入している者は1点と、これ以外の者は0点とする。

(7) 建設キャリアアップシステムの登録による評価

建設キャリアアップシステムの登録による評価の評価点は、告示日において建設キャリアアップシステムへの事業者登録をしている者は1点と、これ以外の者は0点とする。

入札参加者の提出する資料

1 総合評価落札方式に係る評価点申告書（様式1。以下「評価点申告書」という。）。様式は、調布市ホームページ（「産業・しごと」→「入札・契約」→「関連書式」→「請求・入札関係書式(2)」）からダウンロードすること（様式については以下同様とする。）。

2 参加資格要件に定める配置予定技術者の資格を証明する書類の写し

3 参加資格要件に定める配置予定技術者との雇用関係を証明する書類の写し

4 技術評価の方法の項第4号イ(イ)の規定に該当する者にあつては、表彰されたこと及び担当した実績があることを証明する書類の写し

	<p>5 地域貢献・社会性評価の方法の項第1号の表（以下、「地域精通度評価の表」という。）備考第3項による評価の規定による評価点を得ようとする者にあつては、下請契約予定表（様式4）</p> <p>6 調布市と災害時における協力協定を締結している場合にあつては、当該協定の締結を証明する書類の写し（当該協定を締結している法人又は団体の構成員である場合は、当該法人又は団体の構成員であることが確認できる書類を併せて提出すること。）</p> <p>7 労務単価による評価の規定による評価点を得ようとする者にあつては、労務単価申告書兼誓約書（様式5）</p> <p>8 障害者雇用による評価の規定による評価点を得ようとする者にあつては、その者が常時雇用する労働者の総数が43.5人以上である場合はハローワークに提出した障害者雇用状況報告書の写し、その者が常時雇用する労働者の総数が43.5人未満である場合は障害者の常用雇用が確認できる書類</p> <p>9 男女共同参画による評価の規定による評価点を得ようとする者にあつては、就業規則、労働協約等の写し等の制度の有無を確認できる書類</p> <p>10 法定外労働補償制度加入による評価の規定による評価点を得ようとする者にあつては、最新の経営事項審査結果通知書の写し</p>
<p>評価点申告書の作成に係る内容照会等</p>	<p>過去の調布市における工事成績評定、表彰等実績については、評価点申告書の作成に係る照会書（様式2）により電子メールにて契約課に照会することができる。電子メールを送信したときは、電話にて契約課に送信確認の連絡をすること。</p> <p>照会期限 令和6年5月2日（木）正午</p> <p>E-mail keiyaku@city.chofu.lg.jp</p> <p>回答 令和6年5月9日（木）午後5時までに電子メールにて回答</p>
<p>入札参加者の提出する資料の提出方法</p>	<p>入札参加者が提出する資料は、電子メールにて契約課に提出したうえで、電話連絡すること。なお、提出した資料は、市長がやむを得ない理由があると認められた場合を除き、記載内容の変更を認めない。</p> <p>提出期限 令和6年5月15日（水）午後3時</p> <p>E-mail keiyaku@city.chofu.lg.jp</p>

<p>その他</p>	<p>配置を予定している技術者の変更は、工事完了まで認めない。ただし、当該技術者の死亡等市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。</p>
<p>落札者に対する評価項目の履行確認及び落札者の提出する書類</p>	<p>本工事の落札者については、入札時の評価において次の項目が加点評価されていた場合は、工事完了検査時に履行確認を行うため、下記の資料を提出すること。その結果、加点評価の要件を満たしていない場合は、本件工事の工事成績評定を減点する。</p> <p>(1) 地域精通度評価の表備考第3項による評価</p> <p>下請負契約書の写しにより確認するため、本件工事を施工するに当たって締結した全ての下請契約の契約書の写し（契約内容、契約金額、契約相手及び契約相手の所在地を示す部分のみ）を提出すること。入札時の評価において加点評価されていたにもかかわらず履行されていなかった場合は、調布市指名停止等措置要綱（平成18年調布市要綱第220号）に基づく指名停止措置を実施することがある。</p> <p>(2) 労務単価による評価</p> <p>労務単価履行確認表（様式6）及び労働基準法（昭和22年法律第49号）第108条に規定する賃金台帳の写し又は給与明細書の写しにより確認するため、これらの書類を提出すること。入札時の評価において加点評価されていたにもかかわらず履行されていなかった場合は、調布市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を実施することがある。</p>